

医学系研究科附属共同研究実習センター等の共通機器アドバイザー・ボード
設置に関する申合せ

(設置)

第1条 医学系研究科に、共同研究実習センター及び最先端医療イノベーションセンター共通基盤部門技術支援分野の共通機器（以下「共通機器」という。）の運営に関し、共同研究実習センター長及び最先端医療イノベーションセンター共通基盤部門技術支援分野責任者（以下「センター長等」という。）の支援を行うため、共通機器アドバイザー・ボードを置く。

(役割)

第2条 共通機器アドバイザー・ボードは、共通機器の運営に関し、次の役割を担う。

- (1) センター長等に対し共通機器の選定、利用方法等に関する必要な助言等を行うこと。
- (2) 共通機器を取り扱う技術職員等との連携を図ること。
- (3) 共通機器利用者からの相談に応じること。
- (4) その他共通機器の運営に関すること。

(メンバー)

第3条 共通機器アドバイザー・ボードのメンバーは、医学系研究科教員のうちから、センター長等の推薦により、医学系研究科長が委嘱する。

2 メンバーの任期は、共同研究実習センター長の任期の末日までとする。

(チーム編成)

第4条 共通機器アドバイザー・ボードは、共通機器の種類等により、センター長等がチーム編成を行うことができる。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、共通機器アドバイザー・ボードの運営に関し必要な事項は、センター長等が別に定める。

附 則

この申合せは、令和3年10月14日から施行し、令和3年10月1日から適用する。